

国民年金の届出・手続きを必ず行ってください

▼問合せ

加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740
 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

国民年金とは、日本国内に居住している20歳以上60歳未満の全ての人が加入する公的年金制度です

届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。また、不意の事故や病気で障害が残ったり、万一、亡くなったりした場合には、障害基礎年金や遺族基礎年金などが支給されなくなるおそれがあります。

20歳になったとき

厚生年金や共済組合に加入している場合や被扶養配偶者である場合を除き、20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」が送付されます。20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない場合は、手続きが必要のため、お住まいの市区町村または年金事務所へ手続きをしてください。

会社を退職したとき

「らせ」が届かない場合は、手続きが必要のため、お住まいの市区町村または年金事務所へ手続きをしてください。

会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金第2号被保険者となります。

第2号被保険者が60歳になる前に退職した場合は、国民年金の第1号被保険者へ変更となります。

被扶養配偶者ではなくなったとき

厚生年金や共済組合に加入している人（第2号被保険者）の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満に限る）は、国民年金第3号被保険者となります。

第3号被保険者が、扶養されなくなった場合（※）には、第3号被保険者ではなくなり、第1号被保険者となります。 ※収入が130万円を超えたとき、離婚したとき、第2号

被保険者の配偶者が退職したとき、または老齢厚生年金などを受ける権利をもっている配偶者が65歳になって第2号被保険者でなくなったときに手続きが必要です。

保険料免除制度などをご利用ください

令和3年度の国民年金の第1号被保険者の保険料は、月額1万6千610円です。

国民年金の保険料を納めることが経済的に困難なときには、免除制度や納付猶予制度、学生納付特例制度があります。申請することにより、保険料の納付が免除や猶予され、保険料の未納を防止できる場合があります。

▼申請

加古川年金事務所または保険年金グループ

▼必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②資格喪失証明書（資格変更の届出には必要）

活動を通して人と出会い人とつながる

まちづくりアドバイザーがお届けする

まちアド通信

企画グループ ☎079 (435) 0356

4月17日に「ハリマミーツ」まちのあれこれ大集合！今日どうする？協働でしょ！」が開催されました。テーマ型活動団体の活動発表の場です。

播磨町には特定のテーマで活動している団体がたくさんあります。団体はたくさんあるにも関わらず、これまでは団体同士、活動している人同士が横につながったり、お互いがどんな活動をしているか知る機会があまりありませんでした。今回初めて開催したハリマミーツは、令和2年度に播磨ゆめづくり塾、住民協働推進事業に採択され1年間活動した団体の活動発表会です。中心になった方以外にも、イベントに参加した方、これから活動を始めてみたい方など、幅広く住民のみならずが集まりました。

「名前は知っていたけど、どんな活動がよく知りませんでした」や「会いたいと思っていたところで繰り広げられました。一緒に活動するためには、まず出会う機会づくりが必要ですね。小さなまち播磨町だからこそできる団体同士のつながりや人との出会いが重なることでまちに更に活動が広がっていくと思っています。」



【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。